

○岐阜県消費生活センターの組織及び運営に関する条例（平成28年3月29日条例第16号）

岐阜県消費生活センターの組織及び運営に関する条例

平成二十八年三月二十九日
条例第十六号

岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

岐阜県消費生活センターの組織及び運営に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第一項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに消費生活相談等の実施により得られた情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地等の公示）

第二条 知事は、消費生活センター（法第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 消費生活センターの名称及び所在地

二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

（消費生活センターの長及び職員）

第三条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第四条 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

（消費生活相談員の職務）

第五条 消費生活相談員は、県民の消費生活に関する相談及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事務を行うものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第六条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとにその者の客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性を考慮した適切な人材及び処遇の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（職員に対する研修の機会の確保）

第七条 知事は、消費生活センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務（次条において「消費生活相談等」という。）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第八条 知事は、消費生活相談等の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（岐阜県消費生活条例の一部改正）

2 岐阜県消費生活条例（昭和五十年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「知事は」の下に「、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターのほか」を加え、「及び特別苦情処理員」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「特別苦情処理員」を「第二項の規定により置かれる特別苦情処理員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「消費生活相談員」を「第一項の規定により置かれる消費生活相談員」に、「に応じ、及び苦情の処理に当たる」を「及び苦情の処理その他の消費生活の安定及び向上を図るために知事が必要と認める事務を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要と認める機関に特別苦情処理員を置くものとする。

第十九条第二項第一号中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。